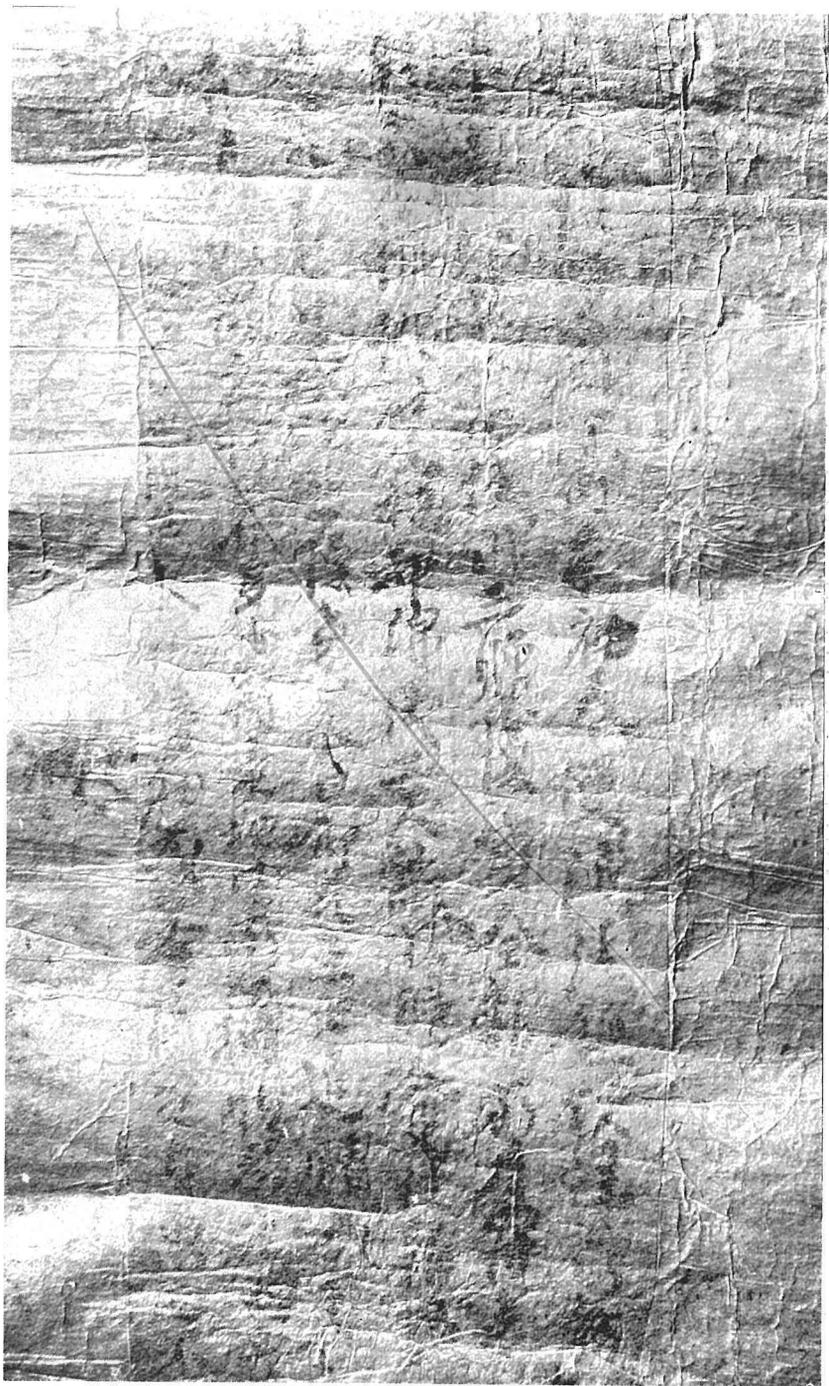


親情 桂 轉
 立緣傳郎母三淮例含有矛盾
 各粟壹匹炊至限今月廿五日
 卯時於孔閣乘蘭啖取奔庭二
 後對雲酒壺角全秦對蘭米
 先性周如付交司同德非歸
 卒年四月廿四日往來李
 孔閣桑 小孔閣桑 戒於閣桑
 鑿筆孔將頭 梁有子 兵義棧梁
 孔衛堂 桑即 孔方通 孔書
 金郎 孔何爾 李印 桂事
 大在... 妻... 桂...

片影帖轉社情親發所氏李官社 日四廿月四年午戊見發煙敬
 (書文煙敬號七〇七參第藏所館書圖立々國佛)

燉煌發見丁酉年五月廿五日吳王七爲社戶吳懷實口承契文影片

(佛國々立圖書館所藏第參六參六號紙背燉煌文書)



照影不鮮明なれども第一行中央の「初春使隨張鎮使」、第二行中央の「使用」贈、第三行中央の「縮綾二疋」等の文字を讀み得る。

唐代の社邑に就きて(下)

那波利貞

七

然らば普通の義邑・邑會並に之に流を惹く佛寺所屬の社と少しく其の設立目的乃至内容性質を異にせるものと考察せらるる中唐・晩唐時代の社邑或は邑社または單に社と稱する組合團體の設立目的及びその事業は如何なるものなりしかと謂ふに、其の一端を窺ひ知り得べき貴重なる根本史料は次の例の如く無いことはないのである。

(子) 佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參壹九八號紙背にある『投社人願書』はそれである。『投社人願書』は前に(三)なる『何清々狀』、『董延進狀』、(四)なる『張願興王祐通牒』の三點を紹介したる通り、大體その書式は一定して居りて、此の佛國第參壹九八號紙背のものも殆んど類を同じくして居る。その文に曰く、

投社人 乞

右 乞 貧門賤品。智淺藝疎。不慕社邑之流。全闕尊卑

之禮。況聞明賢貴邑。國下英奇。調俗有立智之能。指

示則如同父母。況 乞然則愚昧。

〔以下闕文〕

とある。これは中唐晚唐時代通用の俗字にて、某甲・某乙の某乙の字にして之を一字とせるものである。此の文書は入社願書の雛型書式であらうが、其の大體の文意は「入社を希望する何某乙は貧賤の者で智淺く藝も無く、社邑の人々の様な紳士的生活を知らず、全く尊卑の別を辨へぬ鄙人である。之に反し承る所では諸賢の組織されて居る貴社團は天下の英才立派なる人々の團體で、社會教化を爲しては鄙愚の人を善く導く能力あり、人を指導しては懇切で父母の如くである。而して今入社を希望する私は、愚昧の者で云云」と謂ふのである。同種のもは佛國第貳四九八號紙背にもある。

〔首部 闕〕

件壹隻孤飛。今見貴社齋(〓齊)集。意樂投

入。更有追凶逐吉。於帖承了。若有入社送(〓蒔〓蒔)厨(〓局)。

續當排倫。伏乞 三官衆社等。乞

賜收名入案。不敢不申。伏聽 處分。

此の佛國第貳四九八號紙表は『李陵與蘇武書』及び『蘇武與李陵書』にして、その奥書に

天成三年戊子歲正月七日 學郎 李 幸 思

書 記

幸思比是老生兒 投師習業弃無知

父母偏憐昔愛子 日諷萬幸不滯遲

とあれば、後唐の明宗の天成三年（西紀九二八年）の寫に係り、紙背の『投社願書殘簡』も略ぼ其の頃の寫記ではあらうが、以て晚唐五代初期の『投社願書』の大梗を察し得る。此等は前掲の（三）、（四）と同工異曲のもので、此等四者より歸納すれば、此の種の邑社又は社邑設立の目的は、社團と謂ふ團體生活を爲して各自紳士としての道徳的教養を修め、尊卑の禮を重んじて施いては社會の道徳的教化をも爲さむとするものにして、團員は相互に禮讓を守り修養に務め吉凶相慶弔し、人生を賑はしく楽しく生活せむとするに在るらしい。

（丑）また佛國第參貳貳〇號の紙背文書に次の如き興味ある史料がある。

夫立義社。以忠孝爲先。六量和會。然可書條。

君子先思す而後易。小人先易後難。決定之言。

誰聽百行訓。古人有三州父子。五郡兄弟。長幼

已有薦流尊卑。須之範軌。龍沙右制。則

有社邑之名。邊地土臺^{アテ}。鄉閭寂切追凶□□。

自有常規。輕重科丞^{アテ}從來舊典。今已品

蔭。悉是高門君子。爲結交情。勩新社則。乃具

條分明。義質禮儀。長幼有差。仍犯二條。賓主

掌書行。

右の文には俗字と想はるるものあり、破損せる個所もあり、讀み難い點もある。第二行の上より第四字目の恩の字は前後の文意より觀て難の字の當字^{アテ}ではなからう歟。又第四行目の下より三字目の右の字は右の字を以てしても判讀出來ないことはないが或は古の字であるかも知れぬ。又第五行目の上より第九字目の臺の字は恐くば豊の字であるまい歟。而して其の最下部の破損せる二字は他の類例より推せば逐吉の二字であらう。それで此の文の大意は社設立の趣意書とも謂ふべきもので甚だ貴重なるもの、その大意は「義社の設立には忠孝を以て先とし、喜怒哀樂愛惡の六情が相和して成る。然も個條書にして規則を設けなければならぬ。君子は難事を先にし容易なることを後にするが小人は易きを先にし難事を後にする缺點あり、これ實に千古不磨の名言である。昔より百行の訓孝經の教がありまた三州の父子、五郡の兄弟と謂ふこともあるが、長幼の序を立て、尊卑の別を正しくして禮儀を確立するには範軌が必要である。然るに龍沙郷の制に社邑と謂ふものがあるが、之は正しくよい習慣で

ある。邊陲の地とて地は豊に生活爲し易く、郷閭の人々は相互に相扶助することが必要である、凶事を弔し吉事を慶して同郷和協して生活するには習慣となれる社會的社交的規則があり、これは古よりの習慣である。同郷の人々は皆高門君子の徒なれば美しき交情を結ばんとして茲に新社の規則を勸立するのであるから規則は明確に述べる。禮儀を厚くし、長幼の序を重んずるのが眼目である。此の二趣旨を犯すものあらば相互に何とか處置せう」と謂ふのである。此の文書の前には北宋の太祖の開寶十年(西紀九七七年、實は太宗の太平興國二年)の年紀ある『放妻書』一通あれば、此の文書も北宋初期か、五代末期かのもと思はれるが、しかし之によりても晩唐時代・五代時代の此の種の社邑設立の趣旨を窺知し得ると思ふ。

右の新社設立趣意書を見て痛切に感ずることは、其の本旨の禮儀を厚くし尊卑の禮を確立し、同郷同巷の人々が和衷協同して品性の陶冶を爲すに在ることである。復其の間少しも佛道信仰を中心とせることを倡つて居らないことである。此の社が義邑の如く佛道信仰を中心とせるものならば、或は造像を爲さむとか、講席を催さむとか、何とか信仰に關する趣旨、佛道讚美の文句を述べない筈はないのである。然るに之が秋毫も無く、専ら道德的修養と郷黨和合の必要とが説かれて居るのであるから佛道信仰と少くとも直接の關係の無いことが知れる。これは前掲の(二)の乘安坊巷内に於ける社の契約文書、(七)の『雇坊巷女人團座商議立條合社文書』と互審參稽して實に興味ある現象で、唐代の所謂

社邑とか邑社とか謂ふ社團の真相の中には斯くの如き種のものあることが知られる。尙ほ之を證明するに足るべき史料はある。

(寅) 同じく佛國々立圖書館所藏第五五貳九號の第六種に『沈家納贈歷』なるものあり、次の如くである。沈家に贈呈せし贈呈品目錄である。

辛未年三月八日沈家納贈歷

閻社長 緋綿綾内委二丈二尺又緋綿綾内委二丈五尺紫綿綾内委一丈三尺又紫綿綾二丈綠絹内委一丈四尺

竇社官 白綿綾古破内委一丈一尺綠綾子内委一丈八尺緋綿綾内委一丈五尺又非綿綾八尺黃絹紫綿綾内委一丈古破白綿綾六尺白練六尺白綿綾一丈九尺

鄧都衙紫綿綾一丈八尺白綿綾一丈四尺非綿綾二丈生絹一疋

張錄事 碧紬内委二丈一尺非綿綾内委八尺黃畫被柒尺紫綿綾内委二丈三尺非綿綾白綿綾内委九尺非綿綾八尺

鄧縣令生絹一疋白綿綾二丈六尺又白綿綾一丈一尺非綿綾二丈

索押衙 白綿綾二丈八尺又白綿綾二丈五尺又白綿綾内委綠絹碧内委二丈生絹一疋

小陰押牙 黃綾子八尺白綿綾一丈非綿綾内委一丈八尺白綿綾二丈三尺内委又古破白綿綾一丈又白綿綾二丈一尺

陰押牙 小綾子一疋索綿綾一丈一尺非綿綾紫綿綾内委一丈三尺非綿綾二丈

米押牙 白綿綾二丈四尺紫綿綾内委二丈三尺白綿綾一丈三尺櫻綾一疋

齊法律 非綿綾内委一丈八尺白綿綾一丈九尺黃綾子紫綿綾内委一丈二尺炎紫綿綾一丈九尺白綿綾二丈

鄧兵馬使 黃畫被子七尺白綿綾一丈又白綿綾二丈白綿綾二丈一尺碧絀內妾一丈五尺又碧絀六尺又白綿綾二丈五尺

鄧南山 白綿綾內妾一丈八尺非綿綾內妾一丈五尺又非綿綾內妾紫綿綾三丈四尺白綿綾二丈又白綿綾一丈八尺

楊殘奴 紫綿綾二丈五尺又紫綾一丈八尺非綿綾七尺又非綿綾一丈七尺碧師內妾二丈六尺白綿綾二丈

李願孛 縷綾半疋白綿綾一丈八尺碧絹白綿綾內妾二丈六尺又白綿綾一丈五尺

長千

右の紙背には次の如きものがある。

主人碧絹一疋綠絹一疋車影錦一疋胡錦一疋非綾

一疋甲頤一段黃畫被子兩條

索押牙 圓 陰押牙 鄧縣令 李願孛 齊法律

大陰押牙 圓 鄧都頭 米押牙 鄧南山 楊殘奴

後到人 榮葬日 小陰押牙 米押牙 葬日趨弔不到人 齊法律

右の表裏の文書は沈家の参加せる社團の人が、所謂「追凶逐吉」の交際を以て沈家の凶事に際して弔意を表して贈呈したる品物の目録にして、此の社團の社人は閭社長、寶社官以下十四五人で、規約によ

りて葬儀には參列すべきものであるが故に、遅刻者や不參者は特に紙背に明記されて居るのである。前掲のスタイン氏將來文書第壹四七五號紙背の『社司狀』と參照すべきである。此の中に一人だけ僧侶の齊法律が加入して居るが、僧侶ありとて此の社團を所謂義邑と解するの必要は無い。何となれば齊法律は單に社人の一員として加入し居れる迄で、蓋し同じ町内か同じ村に居住せるが故であらう。尙ほ此の社團の社人より見ても、社長、社官が必ずしも社人より地位名望の高き者に限らざることが知れる。即ち社人の中に鄧都衙、鄧縣令、索押衙、鄧兵馬使の如き國家の地方官吏があり、又楊殘奴、李願魯の如き平民もあり、つまり同志の者の社團で閭社長、資社官は平民にして社の幹部と爲れるものと考へられる。辛未年は前に述べたる理由によりて恐くば唐の宣宗の大中五年(西紀八五一年)辛未年か、後梁の太祖の乾化元年(西紀九一一年)辛未年かであらう。

(卯) 同じく佛國登錄番號第五五貳九號の第七種に次の如きものがある。袁僧の宅に弟が死去し、その社團の人々が贈呈したる品目である。

己卯年八月廿四日袁僧宅弟亡納贈歷

吳法律 白斜褐貳丈八尺

趙社長 白呂褐壹丈三尺又斜褐壹段長壹丈三尺

何社官 談青褐又内接白斜褐内接長三丈

史友子 白昌褐壹丈九尺又白昌褐二丈一尺

候定殘 白昌出斜褐内接壹丈斜褐壹丈二尺

吳押牙 白細褐壹丈六尺又白斜褐壹丈壹尺

閻荷兒 官布昌褐内接三丈

僧住千談^マ 青褐壹丈九尺淘花斜褐壹丈三尺

これ亦袁僧の参加せる社團の同人で、吳法律、僧住千は同志の一人として加入せる迄で、此の社の教化師たる邑師でもない譯で、自然此の社も佛教信仰に基いて結ばれし義邑ではない譯である。己卯年とは前述の考據より見て恐くば唐の宣宗の大中十三年(西紀八五九年)己卯年か、後梁の末帝の貞明五年(西紀九一九年)己卯年かであらう。

(辰) 同じく佛國々立圖書館所藏第參八八九號の『社司轉帖』も亦(寅)、(卯)と同種の社團のものと考えられる。

社司轉帖

右縁賀保新父身故。准例合有贈

送。人各先淨縁(一楪一縷)褐色物三仗(一丈)。柴粟併油。

幸請諸公等。帖至限今月^{二十四日卯時マ}二十二日卯時。於

唐代の社邑に就きて(下)

張録事角頭取齋(〓齊)。捉二人後到。罰酒一角。

全不來。罰半瓮。其帖各自是各違(〓遞)過者。

社官申 社長王 虞候安等 陳胡兒

□押衙 尹再慶 尹押衙 尹彥郎 君彥進

□閣梨 尹萬定 因友子 以萬子 王保德 賀陰子

□□通 荆首奴 尹懷滿 黃員兒 安善達

□□ 石流信 馬流了 馬流信 毗返郎 曹阿

□□ 曹章三 賀再慶 賀海清 王支員

□□ 辛善住 辛再昌 穆押衙 明骨子

陰保住 以瘦兒 鄧昌支 以律歸 以慶住 王昌

黃 賀憨奴 以清奴 石進子 賀押衙 以康

七 康定奴 史慶子 以員宗

右の第三行目の仗は丈の字なるべく、第六行目の上より第四字目の下には酒の字を脱して居り、第十三字目の遞は遞の字の當字で第八行目の下より三字目の君は尹の字であらう。本文の大意は之を述ぶる必要もなからうが、社閣の人々の中に辛姓、石姓、康姓、史姓といふ西域より來住歸化せる人の多

いのは注意すべきであらう。連名中に佛僧が一人あるが、之は邑師でもなく、團員の一人として加入せるまでのものであらう。或は鬮梨は名で實は俗人であるかも知れぬ。

(巳) 同じく佛國々立圖書館所藏第四六九〇號の第一種の『社司轉帖』も其の下部に缺損があるが、同類のものである。

社司轉帖

右縁溫押牙阿姨身故。合有弔酒。人各ふ一斗□

請諸官等。帖至限今月脚下。於新蘭若若取葺(〓齊)

二人後到。罰酒一角。全不來者。罰酒半瓮。其帖速送

相分付。不得停滯。如滯帖者。准科罰。帖周

本司。用憑告罰。 戊午年六月十八日 錄事 帖

張八子 宋押牙 屈黑頭 屈南山 陰流信 安拙單 安德

□定奴 石住通 石醜子 石遷子 龍仏奴 鄧員通 麴阿

張保盈 石慶奴 雙仏住 張再員 張万事盈

其の下部に破損があり、第二行目の下より第三字目のふは粟の字の民間通俗字、第三行目上より第九字目の月は恐くば日の字であらう。佛僧は一人も加盟して居らぬが、石姓、麴姓の西域歸化人の子

孫のあるのが目につく。戊午年は恐くば唐の文宗の開成三年(西紀八三八年)戊午年か、昭宗の光化元年(西紀八九八年)戊午年かであらう。

(午) 同じく佛國にある第五五參〇號の第十八種の『社司轉帖』も亦同類のものである。

社司轉帖

右縁索押牙妻身亡。合有贈送。人各ふ壹斗餅廿。

柴一束。綾絹色物二丈。幸請諸公等。帖至限今月月中

一日卯時。於凶家取吞(一齊)。捉二人後到。罰酒壹角。全不來。

罰酒半甕。其帖立逆相分付。不得亭滯。如滯帖者。准條

科罰。帖周却付本司。用憑告罰。

六月 日 錄事 鄧像通 帖

鄧富延 鄧富遷 鄧粟堆 鄧再慶 亡婦阿婆

陰章兒 陰紹清 陰興子 陰義清 宋圓成 陰願盈

陰安住 李住德 李再昇 李子昇 李紅住 陰家推了

索義伽 索閣梨 社官陰都知 押牙賣昌子

川子盈 押牙陰再昌 押牙陰再富 宋万岳 何友成

川安寧 趙富通 趙富誓(〓辯) 石住奴 孟博士 兵馬

使孟順通 高倉書 陰善友 閻慶子 陰懷定

賣闍梨 陰員定

連名の中に索闍梨、賣闍梨と二人僧侶らしき人があるが、僧侶にても邑師ではなく、單に同志の人として此の社團に加入して居るのみである。押牙賣昌子、賣闍梨の賣の字は恐くば賣の字の誤記であらう。同類のものは佛國第五五貳九號の第二十七種にもある。

社司 轉

右緣李 兄弟身之。准條合有贈

油粟先淨褐袴(〓裸〓縷)色物參仗(〓丈)。幸諸公等。帖至限

日辰時。於蘭若內送納。捉二人後到。罰酒一角。全

不來。罰酒半瓮。其帖立違相分付。不得停滯。如滯

帖者、准條科罰。□周却付本司。用憑告罰。

壬申年六月廿四日

錄事

押牙

王

帖

社官李僧正 李社長 張員德 兪幸通 王富慶 王願進

張清山 張富進 張富恩 張富奴 張憨兒 保千 張來官

唐代の社邑に就きて(下)

第二十三卷 第四號

七四二

張不藉 張再慶 鄧方通 鄧慈兒 王定子 曹和通 曹安定

曹定富 曹闌梨 李住奴 李富通 李殘兒 李處候 李依友

陰章六 陰海定 陰住子 陰願保 李富郎 王衍子 李粉堆 李不勿

また佛國第參〇七〇號紙背に次の如き二通の『社司轉帖』あり

社司 轉帖

右緣年友李再興身匱。含有魯朱。

人各色兩疋粟斗。幸者友公等。

帖至限今月十未時取資(〓資〓齊)。捉二人

後到。罰酒一角。全不者。罰酒

瓮。其速速相分付。不得停滯。如

□者。准條罰。□却付本司。(用憑告罰。)

社司 轉帖

右緣年李再興身匱。合魯送。人各

初兩疋。餅三十。帖至限今月十辰。

於蘭舍門蒔(前)取資(〓資〓齊)。捉二人後到。

罰酒壹角。全不來者。罰酒壹。其

速遞相分付。不停磨(II滯)。如磨者。准

條 社罰。帖周却付本司。

乾寧三年四食潤二月 錄事 龍

右の二通文書には甚だしき誤字、當字と文字脫落とあり、文句としては完全ならざるも、大體の意味は推定せられる。養の字の如きは養の字の誤記、蒔は前の誤字、磨は席の字の俗字なるを誤りて滯の字の代りに記したるものであらうと思ふ。乾寧三年(西紀八九六年)は唐の昭宗の治世第八年にして此の年紀の明記あることは此の『社司轉帖』の史料的价值の貴い所以であり、唐末の根本史料である。

此等の(辰)、(巳)、(午)は何れも社團の組合員たる家に凶事の起りし爲に、香奠を供へ兼て經濟的助力を與へむとすることを通知したる回章にして、書式にも大體の習慣があり、文句も大同小異であることが知れる。而して更にこれ等にも増して興味あるは次の文書である。

(未) 社邑の團員が道德を重んじ親睦を旨としたる爲、團員は相互的に兄弟の呼稱を以て呼びたることがあるらしい。その證據として擧ぐべきは、同じく佛國國立圖書館所藏燉煌文書第五五貳九號の第拾壹種にあるものである。

兄 弟 轉 帖

唐代の社邑に就きて(下)

第二十三卷 第四號 七四三

右縁安三阿父身亡。准例合有贈送。人各

ふ壹對。祭盤。准舊例并送葬。帖至限今日

脚下。於凶家取齋(卍齊)。如有後到。罰酒

壹角。全不來。罰酒半甞。其帖各自尔各

逆過者。

戊子年七月 日 錄事 帖

法律富千阿文 定長 衍羅 丑奴 再成

再德 勿成 定德 善慶 仏奴 押牙

丑慈 願昌 願德 流定 冨富達

右は社人の安三の父の死亡せる爲、社人が贈物を爲す文書にして、此の文書より社人の家に死亡者ありたる時に各人より靈前に供物し且つ葬送に參列すべき規約のあつたことが知れる。蓋し社邑の目的より見れば、各社邑何れも少くとも此の二つの場合の規約は共通のものなりしかと思はれる。本文第二行目の第一字は前に紹介したる文書にも既に現はれ、燉煌文書に習見する中唐晚唐時代の或る通俗字にして、此の一字のみを見ては難解であり、茶の字の如くに見ゆる。茶とすれば茶首で『逸周書王會解に見ゆる桴苡にして、草なる車前子ではなく、其の實は李に似て西戎に産すると謂はるる一種

の果物と爲るが、燉煌文書に習見する所にては碩斗升を以て計量されて居り麥などと同列に習見し、私の歸納的に考察する所にては粟の字の通俗習慣字と考へられる。第三行目の「今日脚下」は當時の俗語なるが如く、前掲の(巳)の文書にも見えて意義不明であるが、蓋し目脚下の意にて「日の終る迄」の意にして、茲にては「今日夕暮迄」、「今日中に」、の意ではあるまい歟。第五行目の第一字の逆は遞の字の當字である。却說此の文書の大意は「安三の父の死亡せし爲、我が社の加盟者は先例に準じて靈前へ供物を贈呈せなければならぬ。依りて各人各々粟壹斗宛を以て供へられよ。又先例に準じて會葬もせられたい。此の報知の回章が到達して承知さるれば、今日夕暮頃迄に供物粟壹斗の現品を安氏の家まで持參取り齊へ致されたく、若し遅るゝ者あらば社の規定に依りて其の人に罰酒壹角を課し又全く參會せざる者には罰酒半瓮を課する、此の通知の回章は各家より次々に遞送せられよ」と謂ふのであるが、此の回章に兄弟轉帖と題せるのが興味あるのである。戊子年は恐くば唐の懿宗の咸通九年(西紀八六八年)か、後唐の明宗の天成三年(西紀九二八年)かであらう。宛名の中に法律富千阿文なるものがあるが、之は勿論單に社人として入社せる僧侶に過ぎないと思はれる。仏奴などは燉煌文書に習見する百姓名で僧侶ではない。

(申) 次に甚だ興味あるは同じく佛國第參七〇七號の『社司轉帖』である。

親情 社 轉帖

右縁傳郎母亡。准例合有弔酒。人

各粟壹對。帖至限今月廿五日

卯時。於孔闍梨蘭啗取資(一齊)。足二人

後到。罰酒壹角。全不來。罰酒半

瓮。帖周却付本司。用憑告罰。

戊午年四月廿四日 社官 李 帖

孔闍梨 小孔闍梨 戒松闍梨

錄事孔將頭 梁友子 兵馬使梁友信

孔海通 宋郎 孔万通 孔善盈

翁郎 孔阿闍 李郎 杜郎

將郎 姚郎 虞候孔丞(一延)昌

大翁郎男

第四行目の下より第三字目の足は類例より見て捉の字なるべく考へられる。大意は「傳郎の母死亡せるに縁り先例に據りて供物すべきであるから、社人各々粟壹對宛を贈られたく、此の回章にて承知の上は今月廿五日早朝卯時迄に一齊に便宜上孔闍梨の蘭若まで遲滯無く送り届けられたい。遅れたる

者二人だけには罰酒壹角を課し全く來らざる者には罰酒半角を課する。此の回章周ねく廻りたる時は社の本部に返却されたい。」と謂ふ意で、戊午年は恐くば唐の文宗の開成三年(西紀八三八年)か、昭宗の光化元年(西紀八九八年)かであらう。社人の中に孔闍梨以下三人の僧侶があるが之は單に社人の一員たるのみで、此等の僧侶が義邑に於ける邑師の如く、此の社の教化師指導者ではないものと思はれる。令狐の姓は唐代の習慣として一字の如く竝としてある。

此の社の名の親情社は名詮自稱、其の社團の設立目的を語れるものと見るべく、これがやがて習慣となりて『夢梁錄』や『武林舊事』等に見ゆるが如き同志の集團に社名を附する南宋時代の習俗を發生するのであらうと思ふ。『武林舊事』卷三、社會の條の緋綠社、齊雲社、同文社、遏雲社等がそれ〴〵雜劇、蹴毬、耍詞、唱賺の一座の團體即ち一座の名なるは前に指摘せる通りである。

(西) 私は前に(六)に於て大英博物館所藏スタイン氏將來文書第壹四七五號紙背文書貳拾通中の第四番目の『社司狀文』を紹介し、之が組合員の兩親兄弟姉妹妻子を限り、遠行、遠歸、亡逝の際、組合員各々布壹疋宛を醸出して贈呈以て經濟的共同助力を爲したることのありしことを指摘したるが、佛國第參四四壹號紙背の『社司轉帖』も蓋し此の種のものであらうと推定し得る。

社司 轉帖

右縁李佳兒遠滯。人各麥壹斗。

粟壹斗。

於主人家送而、幸請諸公持。

帖至限今月十三日。於靈修寺門前

唐代の社邑に就きて(下)

第二十三卷 第四號 七四七

取資(二齊)。捉二人後到。罰酒壹角。全不來者。罰酒半竟。

其帖立相分付。不聽停滯。如有滯帖者。准條

科罰。帖周却付本司。用憑告罰。

三月十三日

錄事

帖

社長石 社官鄧 安忠盈 翟再溫 尹安三 陰留德

陰喻子 康付子 宋庭子 李延德 張三子 宋闌子

高關城 陰海員 鄧全慶 劉飯漢

右の轉帖所見の還の字は、佛國にある燉煌文書に習見する文字にして、これは正しくは還の字なれば、「右緣李佳兒還滯」とは「李佳兒が旅行より歸還したるに緣り」の意となりて、還滯とは當時の俗語・習慣語であらう。然らばこは組合員の一人たる李佳兒が遠行旅行より歸來したる際に、所謂粟脚即ち慰勞の意味にて組合員各自に麥一斗、粟一斗宛を醸出し、現品の持ち寄り處を便宜上靈修寺門前と爲し、斯くして集まりたる麥粟を李佳兒に贈りて以て經濟的援助を爲したるものと考へられ、此の社に斯くの如き規約の立てられしことを推知し得るのである。正に英國第壹四七五號紙背第四番目のものと同種であると謂へる。

叙上(子)より(酉)に至るまでの社邑文書の中、(子)、(丑)、(酉)の三者は明に佛教信仰に基かざる

社に關する文書であるが、(寅)より(申)に至る拾通のものは或る點に於ては佛教信仰に基ける寺院所屬の社のものとも觀察し得られ、また或る點に於ては佛教信仰に基かざる社邑文書とも見られるものである。何となれば中唐、晚唐時代の佛教信仰に基く社の事業は、第一に俗講の支援・第二に社員間相互の追凶逐吉の慶弔を爲し凶事に際し應分の醮出を爲して遺族を慰問し葬儀に參會すること、第三に毎年正月その團員の家々に集りて印沙佛即ち佛像の印影板木を以て佛影を押捺印刷して功德を積むことがその主なることとなりしこと後に(亥)に紹介すべき『某甲等謹立社條文書』の示す通りなれば、(寅)より(申)に至る拾種の史料の如く、單に組合員死亡の際の金穀布帛醮出にのみ關するものは、佛教信仰に基く社のものとも解し得らるゝのであるが、私はその團員に邑師などの無き現象、兄弟轉帖、親情社轉帖などの兄弟、親情などの語の使用等を併せ考へて、此等を以て佛教信仰に基かざる社邑文書と見むと欲する者である。

此等の疑問の拾通の文書を控除しても、前掲の(一)より(八)に至る社邑文書並に(子)(丑)(酉)のそれ等に見ゆる中唐晚唐時代の社邑は、決して佛教信仰を中心として造像其の他のことを爲す爲の佛教信者の組織せる義邑・邑會乃至その流を汲める社と同じ性質のものでないことが知られ、當時此の種の特殊な社邑が庶民間に於て社會的に組織存在流行せしことを確認し得るのである。此等各社邑の組合員の人々は等しく道徳的修養に志し、長幼尊卑の禮を重んずるに努め、郷黨坊巷の親睦を厚くするに

勤め、組合員相互の吉凶を衷心より慶弔して各員より均分の慶弔金穀布帛を醸出して之を贈呈以て經濟的相互扶助事業を爲し、春秋二社の祭祀をも社の事業の一として行ふものなれば、此の種の社邑とは常設の紳士庶民の社にして、或る點に於ては我が邦の大都市に現に組織存在せるが如き私設の社交組合でもあり、或る點に於ては經濟的相互扶助組合でもあり、或る點に於ては成人修養組合でもある譯である。

然れば此の種の社邑には義邑・邑會に於けるが如き邑師も無く、社員相互は謙讓の美德を積み和衷協同の精神を鑽かむとするもので、佛教信仰とは直接の關係は無く、偶々社人の中に僧侶ありても、彼等僧侶は右の趣旨を賛して單に町内居住者の一人として、將た同志の一人として加入せる迄にして必ずしも社員に佛教を説き造像造幢造寺を勸化する爲の邑師として加入せる者ではないのである。之は義邑・邑會乃至これに流を汲める社と比較して注目し値すべき此の種の社邑の特色であると思ふ。社邑の社員の中に僧侶があると、兎角その僧侶は邑師なるらしく疑はれ、施きてその社邑が義邑・邑會乃至その流を汲む佛教信仰の爲の社なるかの如く直感せられ易い嫌があるが、然らば若し茲に社員全部が僧侶なる一社邑あらむ時は之を如何に解すべきものなる歟、僧侶が組合を組織して相互に佛學の研究に努力することは有り得るが、互に佛教を勸説し造像造幢造寺を勸化する筈も無いから、その佛學研究學會ならざる限に於ては、斯かる組合は則ち僧侶より成れる親睦修養相互扶助組合なりと

見なければならぬ。

(戌) 佛國にある第參貳壹八號燉煌文書の『時年轉帖』は正しく此の種のものであると思ふ。

時年 轉帖

右縁普光寺汜閣梨遷化。准例合有蓋黃

助送。祭杏漿。此着當寺勾當。金光明寺以(〓帖)

至限今日午時前。西門外取資(〓齊)。如有

後到。罰麥三斗。全不來者。罰麥六斗。

其帖各自示名。逆過者。

八月廿二日 錄事 陳僧正 帖以

龍劉僧正 吳法律 軋張法律 程法律 開張

法律 索法律 永翟僧正 小翟僧正 金馬僧

正 韓僧正 曷張法律 曹法律 顯索法律 梁

僧正 軋明曹禪 界劉僧正 張僧正 士李

僧正 高法律 蓮安法律 李法律 恩索法

律 張法律 雲李僧正 汜僧正 修李閣梨

米閣梨 聖申閣梨 張閣梨 國圀閣梨 李閣

梨 乘翟閣梨 馬閣梨

右の中の連名の第二行目の小翟僧正は同姓の翟僧正が一寺に二人ある爲、若い方のを小翟僧正として區別したる小の字であるが、其の他の龍・軋・開等は何れも寺名の略書で、私が佛國々立圖書館所藏の燉煌文書總計五千五百四拾壹點に就きて詳細に閱覽調査したる結果の知識に基いて之を指摘すれば、龍は龍興寺にして劉僧正と吳法律とは龍興寺の僧侶たるを示し、以下之に倣ひて、乾は乾元寺、開は開元寺、永は永安寺か永康寺、金は金光明寺、鬻は靈鬻寺、顯は顯德寺、乾明は乾明寺、界は三界寺、土は淨土寺、蓮は蓮臺寺、恩は報恩寺、雲は大雲寺、修は靈修寺、聖は聖光寺、國は安國寺、乘は大乗寺の各寺で、これに普光寺を加へて計拾七箇寺の僧侶參拾四人が親睦修養相互扶助の社邑を組織し、吉凶を慶弔し、今や社人の一人なる普光寺の圀閣梨の遷化したる爲、社人一同がその葬儀に助力し供物をも贈り會葬をも爲し、金光明寺が供物準備の世話周旋の幹事寺と爲り、恐くは金光明寺居住の僧と想はるゝ陳僧正が録事として此の回章を發行すると謂ふ意味のものである。然らば普光寺の圀閣梨と金光明寺の陳僧正を加へて社人は計參拾五人である。これ明確に佛教信仰と直接の關係無き親睦修養相互扶助組合の一社邑が燉煌地方の拾七箇寺の僧侶の有志者に依りて組織せられ居たる確證にして、社邑文書の中にも特に注目に値し、特に興味深い史料であると謂へる。沙州地方拾七

箇寺と謂へば該地方の寺院全部である。何となれば佛國第貳八七九號の『一應管壹拾柒寺僧尼籍』なる沙州の僧尼籍の零葉に

一應管壹拾柒寺僧尼籍

龍興寺

河西應管内外都僧錄普濟大師海藏

河西應管内外都僧統辯正大師銅慧

〔以下闕〕

とあり、首部に「河西都僧統印」を三字宛二行に配字したる朱印が押捺せられてあり、一の字は數字の八に非ずして上部紙幅の缺損せる爲、或る一字の下部を遺存するもの、恐らくは沙州の州の字の下部であらう。此の僧尼籍の書寫年代は明ならざるが、唐末のものとは考へられるから、これ中唐晩唐時代沙州地方に拾七箇寺ありて沙州の龍興寺がその首席に在りしを知るべきである。但し佛寺には廢置の變化もあり、唐も或る頃には沙州十六箇寺なりしこともあるらしく、佛國第參壹〇〇號なる『諸寺網紀肅正命令公驗』の中に

〔首部十八行省略ス〕

應管僧尼寺一十六所。夏中禮懺。修飾房舍等事。

唐代の社邑に就きて(下)

寺中有僧政法律者。逐使錯鎔。其五尼寺。緣

是尼人。本以性弱。各請僧官一人檢教(二校)。若以人多。事

即頻繁。勒二張法律檢教。其僧寺仰本寺

禪師及上座勾當。若有晡慢。必不容恕。

(以下十一行省略ス)

の一條ありて、沙州の僧尼寺合せて十六箇寺とある。その中の何れが尼寺なるかは未だ之を明に爲し得る寺籍的根本史料を見當て、居らぬが、少くとも晚唐時代の沙州に五尼寺ありしことは確實にして、佛國第參壹六七號紙背の『乾寧二年三月安國寺道場司常秘等牒文』は之を證明する。曰く

安國寺道場司常秘等

狀

普安營田女巧惠 都衙安再誠女戒圓 押衙翟善友女 押衙

陰清兒女姪聖修 押衙唐榮德女 陰安寧女妙力 押衙

張進達女妙慈 李太平女啓勝 呂像々女善因 安繼子女

李醜兒女鏡行 史六子女 胤子英女勝心 汜賢德女 索加和女

安海盈女善意 曹文君女勝智 王骨々女慈相 押衙張安伴女戒惠 汜文々女

索昌員女善施 張留子妹勝戒 程文威女善護 索提伽女鏡果

大乘寺索贊々女善信 劉奴子女姪戒惠 瘋文進女戒定 王安六女

眞意 鄧加興女妙惠 兵馬使曹女々女能定

○（以下略）

修李奴子女妙福 陰冑々女勝因 押衙陳朋々女妙智 程再冑女嚴淨

樊曹作勝眞 定眞妹勝惠 延春姪女靈滿 國張赦々女鏡因 張孟子女妙信

尹天德勝會 查苟兒女念德 劉文端女勝覺

聖張賢君女勝果 吳福惠女信果 王留德女鏡添

右前件五尼寺沙彌戒惠等。父嬢並言。愛

樂受戒。一則年少。二乃不依 聖教。三違

王格條流處分。 常秘等。恐有僭咎。今將

逞過本身。驗知皂白。不敢不申。伏望

長史司馬。仁明詳察。伏乞裁下 處分。

牒 件 狀 如 前。 謹 牒。

乾寧二年三月 日 道場司 常秘等 謹牒。

右の父嬢の嬢は中唐晚唐時代の燉煌地方の俗語にて母の意である。乾寧二年(西紀八九五年)は唐の昭宗の治世第七年なれば、これは晚唐時代の根本史料で、中唐晚唐時代を通じて沙州拾七箇寺或は拾

唐代の社邑に就きて(下)

第二十三卷 第四號 七五五

六箇寺の中に尼寺が五箇寺ありしことを知るべく、第二行目の普安營田女巧惠の普、第十行目の修李奴子女妙福の修、第十一行目の國張敖々女鏡因の國、第十三行目の聖張賢君女勝果の聖の各字は何れも此等沙彌の居住修業せる寺院名の略稱なりと考へられ、普は普光寺、修は靈修寺、國は安國寺、聖は聖光寺なるべく、之に第八行目の大乘寺索贊々女善信の大乘寺を加へて、此等五箇寺が尼寺たりしものと察知せられる。しかも尼寺なればとて微々たる小寺には非ざりしものゝ如く、佛國第參六〇〇號紙背に『普光寺寺卿索岫牒文』なるものありて

(前部 闕文)

圓降 妙意 覺意 歸藏 勝雲 會乘

東來 尼莊 嚴光 嚴勝 嚴

右具通當寺尼如前。請處分。

牒件狀如前。謹牒。

戊年十一月 日 寺卿唐千進 牒

普光寺 狀上

當寺應管尼衆惣一百廿七人。

寺主 眞行

法律 法喜

とあり、之を以て普光寺常住の尼衆の一百廿七人にも達せしを知るべく、先づ我が現今の京都市修學院町の尼寺圓光寺程度のものなりしと推察せられ、普光寺の實情は復た以て他の四尼寺の程度を略ぼ推測し得る。而して此等の尼寺は、その寺務を指揮司る爲に僧官一人、或は法律二人を置きたること、前掲の佛國第參壹〇〇號の『諸寺綱紀肅正命令公驗』の中に見ゆる通りなれば、尼寺に或は僧正或は法律の一人乃至二人常住せしことを知るべく、前掲の『普光寺寺卿索岫牒文』にも寺主は尼の眞行なるも、その他に法律法喜なる僧名が見えて居る。寺卿は俗人にして寺の庶務を執行する事務長で、所謂都寺・監寺・監院の役の者である。索岫の氏名の法名ならざるは之を實證する。然らば中唐晚唐時代の尼寺にも當然、某僧正、或は某法律、或は某闍梨など稱する男僧は一兩人は在る筈である。また此等中唐晚唐時代の沙州拾七箇寺或は拾六箇寺の間に於て、我が國分寺に該當すべき龍興寺が州の勅願寺院として、沙州諸寺院中の首席寺なるは申す迄もないことである。

然らば右の『時年轉帖』を發行せし社邑は、中唐晚唐時代の沙州所在の寺院全部より有志の僧侶が出て組織せる社邑なることが知れ、即ち沙州地方寺院僧侶が佛教信仰と無關係に組織せる親睦修養相互扶助組合なりし譯である。尼寺なる靈修寺の李闍梨、米闍梨、聖光寺の申闍梨、張闍梨、安國寺の

汎園梨、李園梨、大乘寺の翟園梨、馬園梨並に此の『時年轉帖』發行の目的たる尼寺普光寺の遷化僧汎園梨は、何れも寺務を檢校せしむる爲に此等の五尼寺が官に請ひて置く所の僧官、法律である。靈修寺以下が尼寺なる爲に、『時年轉帖』の連記宛名の順序上に於てその末尾部に位せしめてあるのも、尼寺の僧官、法律たるの特別の意義の表現であると思はれる。

八

然らば此の種の社邑或は邑社は如何なる地域的實情の下に多く設立せられたるかと謂ふに、佛教信仰を中心とせる義邑・邑會ならば、信仰心向上と造像などの爲の金晶醸出とが、その主なる目的なれば、邑人相互の居住地が少しく遠隔に在りても大なる支障とは爲らぬが、此の種の社邑は社員の親睦を謀るを目的とし、兄弟社・親情社などの社名を附する程であるから、當に社人相互に吉凶を慶弔するに止らず、親しく葬儀に參會せざるべからず、また屢次會合して懇親の酒宴をも開催せざるべからざるなれば、社員はその居住地の地域的制限を受けて相近からざるべからざる譯にして、さればこそ『全唐文』卷三十九所載の玄宗の『加應道尊號大赦文』の中にも「又閭閻之間。例有私社。皆殺生命。以資宴集。仁者之心。有所不忍。永宜禁斷。」と謂はれたのである。然れば社邑・邑社の存在は概ね都邑内に多く、坊巷毎にでも存在したるものかと思はれ、村野に於ては少くとも同一の里内に住む人々に依りて組織せられたと想はれる。前掲の(二)の佛國第參六參六號紙背の吳懷實の保證立契に乘安坊巷

社内と見え、(七)の佛國第參四八九號の『雇坊巷女人團座商議立條合社文書』の社が一坊巷内の家々に雇はれ居る婢女等に依りて設立せられたりして居るのは之を實證するものと考察せられる。所詮町内組合或は村組合である譯である。

私は前に支那に於ける春秋二社の祭祀のことを述べ、其の特色を列舉したるが、春秋二社の祭祀に於ける郷黨の享樂宴集は其の舉行の日一日限のものであるが、此の種の社邑の組合的存在は常設たるのみならず、社人の會同宴集も度々行はれる。これ兩者の差異の主なる點である。また義邑は佛教信仰を基として設立せられ、その設立目的は造像其他佛教の宣揚、寺院の後援、佛教信仰心の増進のみを旨とするものであるが、此の種の社邑の組合は其の組合的存在の常設なる點に於ては義邑と等しけれども、其の設立の目的を異にして居る。これ義邑と此の種の社邑との相違する主なる點である。然れば若し春秋二社の祭祀日の郷黨會同宴集の組織機關が常設的存在のものとならば、これ此の種の社邑の基を爲すものとなり、義邑・邑會の設立趣旨を變へて郷黨の親睦、組合員の品性陶冶、組合員の相互救濟等を謀るを旨とするものとすれば、ここに此の種の社邑の本質が生じて來るのである。然るに前掲の佛國第參七貳號紙背の『社司轉帖』に「緣常年建福」とありて之が寺院の俗講の座支援を意味し、而して次に紹介する佛國第參七參〇號紙背の『某甲等謹立社條文書』の趣意書の文に「春秋二社。薦規建福。」とあるより見れば、寺院に屬して俗講を援助する社、即ち佛教信仰に基きて組織せらるる

社の設立目的と其の事業との中に、春秋二社の祭祀舉行・組合員會同宴集のことをも包含せしめありしものありし譯にして、之より觀察すれば、此の種の社邑の起原の一要素に春秋二社の祭祀及び其の日の郷黨會同宴饗の擧の流があると觀ることが出来る。

(亥) 右に述べたる「春秋二社。薦規建福」の文句ある根本史料、佛國第叁七參〇號紙背の燉煌文書は次の如きものである。

某甲等。謹立社條。

竊以。燉煌勝境。地禦人奇。每習儒風。皆禮教

談量。幸解言語。美器自不能。豈須憑衆。

願所以共諸英流。結爲壹會。先且欽崇禮

典。後乃逐吉追凶。春秋二社。薦規建福。三齋

本分。應有條流。對截具伴。壹別標名。取

衆人意懷。嚴切丁寧。別例暇一。凡爲邑義社。

先須逐吉追凶。諸家若有喪亡。便須匍匐

成堅要車。資心榮造要昇。亦乃壹般。忽

若錄事帖行。不揀三更夜半。若有前劫後

到。罰責致重不輕。更有事段幾般。壹取衆人停穩。凡爲立社。切要久居。

本身若云亡。便須子孫承受。不得妄說妄。

理。格例合追凶逐逐。直至絕嗣無人。不許

遣他枝眷。更有諸家橫遭厄難。亦須衆力

助之。不得慢說異言。彼已便須濟接。若有

條已後。一取三官載之。不許紊亂條條。上下有此

之輩。決丈七下。贖賦一返。人家衰亡。巡行各使三

件。更要偏贈。便有上馱扇磨。逐年正月。印

沙佛一日。香花佛食。齋主供備。上件條

意勒定。更各改易。

謹具社人名目。用爲憑驗。

〔以下闕〕

右の文にも俗字、當字アテあり。第二行目の上より第八字目の樂は傑の字なるべく、第十八行目の上より第七・第八字目の贖賦一返は、前掲の(七)の『戊辰年正月廿四日雇坊巷女人圍座商議立條合社文書』

彼岸。故能共崇邑儀。同結良緣。每歲三長。建資福會。於是灑

庭宇。嚴道場。焚名香。列珍饌。惣斯多善。莫恨良緣。奉用

莊嚴。合邑諸公等。卽體霧千央。雲披百福。七寶滿室。六度重

修。果糧自隨。福壽返(〓延)遠(〓遠)。又願□天九橫。月遣三災。命比大春而

不彫(〓凋)。壽齊劫石而无盡。〔以下省略ス〕

とありて「每歲三長。建資福會」の句のあるとである。合播於寰中は令聞播於寰中の脱字であらう。さて每歲三長とは『唐律疏議』卷三十、斷獄下、立春後不行死刑の條の疏に

若於斷屠月。謂正月五月九月。及禁殺日。謂每月十直日。

とある三長月・三長齋月・三神通月・三神足月・三神變月のことにして、唐制に所謂毎年の正月・五月・九月の斷屠月を指し、「嚴道場。焚名香。列珍饌」の道場とは同じく中唐晚唐時代の根本史料たる佛國第貳五八參號紙背の『散施疏文』に

青 絹 裙 一罽 施入合成大衆

右弟子所施意者。爲己身染患。經今

數旬。藥食雖投。不蒙詮損。慮恐

身處凡夫。多諸垢累。汗泥伽監。輕

慢三寶。如斯等罪。卒難懺謝。今

將前件物。投清淨道場。請爲念誦。

申年正月 五日 弟子 朱進與 謹疏

紅藍被 子 一。 施合城大衆。

右所施意者。爲己身染患。

經今一月。藥石雖投。未

蒙詮損。今投道場。請爲

念誦。

二月 廿日 弟子 王氏 謹疏

又佛國第貳八參七號紙背なる『散施疏文』に

粟 壹 碩 施入修造

右弟子所施意者。爲慈母染患。未

能痊滅。今投道場。請爲念誦。

辰年正月卅日 弟子 支剛々 疏

白 布 裙 壹 罽 施入修造

右 弟 子 所 施 意 者。爲 己 身 染 患。

未 能 痊 損。今 投 道 場。請 爲 念 誦。

辰年正月卅日 女弟子 无名 疏

また佛國第參參五參號紙背の『散施疏文』四首中の一に妊娠臨月にて安産を祈願せるものに

裙 一 罽 入修造 繻 一 升 充法師乳藥訶黎勒兩課

右 所 施 意。爲 己 身 臨 難 此 月。願 保 平

安。早 得 分 離。無 諸 灾 障。今 投 道 場。

請 爲 念 誦。

正月一五日 女弟子 希 湓

の如き諸例に習見する通り、清淨道場の略稱にして、寺院を指す。然らば春秋の二社と春秋の建福ととある春秋の建福とは、正月及び九月寺院にて俗講の催さるる際に、佛教信仰に基きて組織せられ寺院に屬せる社邑が、その寺院に於て營む所の大齋會の開催なること疑を容れ能はぬと思ふ。

却説、右の如く解釋して、此の『某甲等謹立社條文書』の大意は「某甲等社の規約を立つる。惟ふに

燬煌の勝地は地勝れ人も勝れ、常に儒風を習ひ、住民は皆禮教を語るを樂みとして居る。それ故に人幸に辭儀挨拶のことは解するが、社交は甚だ拙劣である。諸賢と共に謀りて茲に一社を設立する所以のものは、先づ禮樂典章を欽崇して道徳の儒學的修養を爲すを第一目的とし、次に社員相互に吉凶を慶弔し、春秋二社の祭祀を盛に爲して以て交誼親睦を謀るのが第二の目的である。次に春秋二季の寺院の講經說法の際に篤く支援するのが第三の目的である。規約は之を制定するに當り衆意を綜合し嚴切丁寧に定める。凡そ從來の佛教信仰中心主義の義邑は先づ第一に吉凶を慶弔するを目的とする爲社人に死亡者あらば便ちその葬儀に就きて心を協せて助けるのが通例である。自然社の書記役たる録事の者は、社員の凶事を耳にする時は、夜半を論せず、速刻社員に回章を廻してそのことを通知すべきである。通知を受けたる社員にして若し遅れ到る者あらば、罰責は重くして輕くない。また事件が起りて種々意見の對立し處理方法の多様にある場合には、専ら多數の人々の希望を採用して穩當なる處置を取ることとする。凡そ社を立つるには社人の定住することが重要條件で、轉々移動せられては困難を來たす。本人が死亡すれば、無條件にて子孫をして繼承せしめ、妄に辭理を説かれ文句難題を謂はれて退社を希望せられては社として困難を感じる。無條件を以て先人の從來の例の通り社人として吉凶慶弔の社交義務を盡して貫はなければならぬ。唯子孫斷絶して後嗣の人なき時のみは已むを得ず退社を默認する。また他人に社員の資格を讓ることをも嚴禁する。更に社員の家々に災難の偶發し

たる場合には、社員は協力して之を扶助すべく、慢に異議を唱ふることは出来ない。専心救済に戮力すべきである。愈々規約が決定して後は専ら社の幹部たる社官・社長・社老の人々の方針決定、疑議裁決に委任し、妄に是非を主張して既定の規約を紊亂する様なことを爲すを許さぬ。若し紊す者あらば杖七下の私刑を以て之を處罰するのみならず、更に違反者・紊亂者をして一席の謝罪の宴會を開催せしめて社員一同を饗應せしめる。社員の中に死亡者あらば、社員一同をして交替的に必らず弔問と通夜とを爲さしめ、且つ葬儀當日一齊に會葬せしめて弔亡の三義務に服さしめ、社員一同より供物其他を贈遣せしめ、その法要の齋會に一同參會以て故人追福の儀を盛大ならしめる。また社員の家々は毎年正月中に交替的に一日間宛印沙佛の催、即ち佛像の印影板木を以て佛像影を紙片に押捺して以て功德を積む催を行ふ。(其の際は社員一同その催主の家に集合して之を行ふのである。)その際に佛前に供する香花や佛食は、印沙佛行事の催主たる齋主が負擔して供備する。此等の規約は必要あらば機に應じて、社員一同の衆議に基いて改正することが出来る。謹んで左に社員の人名を連記し以て結社立條の證據とする」と謂ふのである。

右の『某甲等謹立社條文書』を見て痛切に感ずることは、儒學的道德を尊重してこれが修養に努力すること、春社・秋社の祭祀をば社團の催として執行以て土地神に祈願・報賽すると共に社人相互の親睦を計りて互に吉凶を慶弔すること、毎年の春座・秋座の寺院の俗講を援助して大齋會を開催すること

と、毎年正月中に一日間宛社員の家々にて交る／＼印沙佛の行事を營み（若し假に此の社の組合員が二十名ならば印沙佛行事は正月中に二十日間行はれる筈で）社員相集まりて佛に對して功德を積むこととの四者にして、一面に於ては純粹の春秋二社の對土地神祈願報賽の祭祀並に之を機會とする郷黨鄰里享樂親睦の宴集の催へる肆筵設席鼓瑟吹笙接盃舉觴矯首頓足の宴も行へば、他面に於ては佛教信仰に基く義邑・邑會乃至其の流を汲める社の行ふ春座秋座の寺院の俗講の援助や功德を積むべき印沙佛の行事や齋會などをも行ひて、古來の祭社の風俗と南北朝以來の佛教信仰に基く義邑・邑會の習俗とが混合せられて居る。

此等六十四種の社邑の根本史料より歸納すれば、中唐晚唐時代の社邑には、その名を等しくして種々その實を異にするもの三種あり。其の第一種は南北朝時代以來の義邑・邑會の系統の社邑であるが他の原因より古の如く造像事業に専ならず、寧ろ造像事業を避けて齋會・誦經・寫經・俗講支援等に専心するを以て目的とせるもの、即ち同じく佛教信仰を基としながら、其の目的事業の中より造像を除却して、齋會・誦經・寫經・俗講支援の方へと目的事業の偏りたる義邑・邑會の實を有せるものにして、此の種の社邑は何れも寺院に專屬したるものらしい。其の第二種は第一種の社邑より派生し更に蛻脱して、全く佛教信仰を重要視せず、寧ろ努めて佛教信仰より遊離せる社邑にして、専ら古來の春秋祭社の郷黨坊巷鄰里親睦宴集の習俗に和するに團員の品性陶冶・團員の相互的經濟的扶助の目的

事業を以てしたるものにして、此の種の社邑は寺院に屬せず、郷里坊巷にて町内組合・同志社交機關・相互扶助組合として獨立的に存在したるものである。其の第三種は第一種と第二種とを合併せる貌のものにして、春秋祭社の習俗・齋會・誦經・俗講援助の事業、團員の修養、團員の相互扶助をも爲すものである。茲に指摘紹介したる『社司轉帖』の中にて(九)の佛國第參參七貳號紙背の「常年建福」の爲のもの、其の他前に紹介したる佛國第貳九七五號紙背、同第參〇參七號、同第參〇九四號紙背、同第參壹四五號、同第參貳八六號紙背、同第參參壹九號紙背、同第參參九壹號紙背、同第參參五〇參號紙背、同第參六壹六號紙背、同第參六六六號紙背甲種の春座局席・春秋局席の支援の爲の各『社司轉帖』の遺存は、右の第一種の社邑の中唐晚唐時代に於ける社會的存在を證明するものであり、前に掲ぐる(一)の『加應道尊號大教文』に見ゆる「閭閻之間、例有私社、皆殺生命、以資宴集」の文句、(二)の佛國第參六參六號紙背の『社戸吳懷實保證契文』、(三)の佛國第參貳壹六號紙背の『投社人何清々狀』、同第參貳六六號紙背の『投社人董延進狀』、(四)の佛國第四六五壹號の『投社人張願興王祐通牒』、(五)の佛國第參九八九號の『景福三年五月十日立社條文書』、(六)のスタイン氏將來燉煌文書第壹四七五號紙背第四種の『病損弔慰遠行餞別立條文書』、(七)の佛國第參四八九號の『戊辰年正月廿四日雇坊巷女人團座商議立條合社文書』、(子)の佛國第參壹九八號紙背の『投社人乞狀』、(丑)の佛國第參貳貳〇號紙背の『立社趣旨書』、(辰)の佛國第參八八九號の『亡贈社司轉帖』、(巳)の佛國第四六九〇號第一種の『亡贈社司

轉帖」、(午)の佛國第五五參〇號第十八種の『亡贈社司轉帖』、(未)の佛國第五五貳九號第拾壹種の『兄弟轉帖』、(申)の佛國第參七〇七號の『親情社轉帖』、(酉)の佛國第參四四壹號紙背の『李佳兒還滯慰勞轉帖』、(戌)の佛國第參貳壹八號の『時年轉帖』等の遺存は右の第二種の社邑の中唐晚唐時代に於ける社會的存在を證明するものであり、(亥)の佛國第參七參〇號の『某甲等謹立社條文書』の遺存は右の第三種の社邑の中唐晚唐時代に於ける社會的存在を證明するものであると思ふ。而して第一種と第三種との社邑は、之を大觀すれば、共に其の淵源を古の義邑・邑會に發し、少しくその事業の變化したるものたるに過ぎず、共に佛教信仰中心主義のものなれども、第二種の社邑は既に全然佛教信仰より遊離せる庶民の社會的精神修養組合、鄉黨鄰里坊巷懇親和合組合、經濟的相互扶助組合にして、その佛教信仰より蛻脫遊離して佛教信仰と無關係に組織せらるる點が支那社會史的に意義あり興味あることなのである。

學者の夙に説くが如く、中唐晚唐時代の金石文に義邑・邑會の名稱の出現の漸次減少せるは、一面に於ては多人數の合力を要する巨大なる造像事業の漸次衰微したるにも依るべけれども、私の觀る所を以てすれば、他面に於て當時の俗家庶民の人々が佛教信仰中心主義の組合即ち純粹の義邑・邑會や私の謂ふ第一種の社邑の設立乃至加入よりも寧ろ經濟的相互扶助主義・社會的精神修養主義の組合、即ち私の謂ふ第二種の社邑の設立、第二種の社邑加入の方へ走る傾向漸く強く、其の爲に純粹なる義

邑・邑會が衰微或は絶滅したるかの如く見ゆる様になりしのみならず、其の事業の漸く變じて齋會・誦經などを事とする所謂第一種の社邑もあまり振はざりしかの如くに見ゆる様に爲りしものには非ざるかと考察せられる。右に掲げたる(亥)の佛國第參七參〇號の『某甲等謹立社條文書』は所謂第一種の佛教信仰中心主義の社邑が所謂第二種の庶民の社會的精神修養組合・社會的親睦和合組合・經濟的相互扶助組合の社邑に變化しつゝある過渡的現象を明示せる一實例の貴重なる根本史料とも考察し得ると思ふ。

斯くして古來の習俗に基く春秋二社祭祀後の一日限の郷黨鄰里坊巷親睦懇親享樂宴集の會同が常設的のものとなりしことは、郷黨坊巷の庶民が漸次都會人化して人生を享樂せむと欲し、社會人化して社會的共同生活を爲さむと希望する風に傾きたることを示すものであり、郷黨坊巷の庶民が和衷協同して共存共榮以て自治提携主義たらむとする傾向の漸く強くなりしことを示すものであると思はれる。また利欲を離れたる佛教信仰主義の義邑・邑會より佛教信仰を度外視して庶民親睦社交組合、共存共榮自治提携主義に傾ける此の種の社邑を派生せしめたることは、出世間的精神主義より世間的物質主義へと變轉しつゝある世風人心の傾向の存在を暗示せるものと謂ふべく、要はこれ中世史的時世が漸次近世史的時世へと推移しつゝありしことを示せるものかと思はれる。義邑の本質の變化のみの點より觀察しても、本來は金品を喜捨して造像、開窟、建寺等を行ひ以て未來來世の幸福を祈願

する極めて崇高、出世間的のものなりしが、それより派生變化したる第二種の社邑は組合員相互間の吉凶に際し慶弔の贈品を醸出して相互扶助を爲すと謂ふ極めて世俗的なる共濟組合と爲れるもの、春秋祭社の方面より觀察しても、本來は單にその日一日を享樂宴集して郷黨坊巷の民の親睦を謀ると謂ふ赤裸々なる古拙敦朴なる風俗が、今や一種の郷黨坊巷民間の成人教育機關・經濟的相互扶助組合と謂ふ經濟的社會的のものとして爲りて常設さることと爲れるものである。

此の第二種の社邑即ち佛教信仰中心主義より遊離したる社邑の中唐・晚唐時代に於ける社會的存在は、専ら燉煌文書に據りて之を實證したのであるが、然らば之は燉煌地方のみ特有の存在にして、其他の地方に於ては存在せなかつたかも知れぬと謂ふ疑があるが、私の見る所を以てすれば支那の中原地方に於てもこれが流行し、しかも少くとも既に玄宗の天寶年間の中期頃には遍ねく流行して居りたるものと思ふ。其の確證は前に指摘したる『全唐文』卷三十九所載の玄宗の『加應道尊號大赦文』に「又闕閭之間、例有私社、皆殺生命、以資宴集」の句のあることである。此の『加應道尊號大赦文』に見ゆる應道の尊號加號のことは『新唐書』卷五、玄宗本紀に

〔天寶〕七載五月壬午。群臣上尊號曰開元天寶聖文神武應道皇帝。大赦。免來載租庸。
とあり、『全唐文』卷三十九に收むる『加應道尊號大赦文』の中にも

自天寶七載五月三十日昧爽已前。大辟罪已下。……………繫囚見徒。當赦除之。

とありて、天寶七載(西紀七四八年)五月壬午日即ち五月十三日の事に屬し、而して此の時發布せられたる『大赦文』に此の事の見ゆるは、當時此の第二種の社或は之に酷似する社が既に遍なく社會的に流行存在したることを證據だつるものにして、しかもその流行存在を天下一般の事象として述べてあるのであるから決して燉煌地方等のみに地域的に局限せられて存したる地方的特別の現象では無く、當時の中原一帯にて遍なく流行存在したる現象たりしことを推知し得られる。

然らば義邑・邑會の系統の社邑より所謂第二種の社邑の派生したるは何代頃にある歟。一年春秋二回の祭社、其の日一日限の郷黨鄰里親睦宴樂の會同の習慣が常設的組合と爲り、町内親睦宴集・民間私立成人救養組合・會員相互扶助共濟組合創闢の考と合流したるは何代頃のことであるかと謂ふに、これ亦前述の『加應道尊號大赦文』の「閭閻之間、例有私社、皆殺生命、以資宴集」の句が、私の今日までに知見する狭い智識の限に於て、牛羊犬豚を殺して宴集を行ふ社の一般的に存することを述べたる最も古き記載と考察せられ、若し此の私社が義邑・邑會並に其の系統を惹く社ならば宴集に牛羊を殺して食ふべき筈は無いのであるから、中唐以後に天下に流行せる郷黨坊巷親睦宴集組合・民間私立成人救養組合にして同時に民間私立相互經濟扶助共濟組合なる第二種の社邑の前驅者は、既に天寶年間の初期中期の交に其の發生を見せて居る譯であり、従つて義邑・邑會の系統を惹く社邑より此の第二種の社邑の派生せしは、天寶年間の初期中期の交に在ると考察せられ得る。

『新唐書』卷百九十七、循吏列傳の韋丹傳の中に、韋丹の子なる韋宙が永州の刺史たりし時の功績を叙して

爲永州刺史。……民貧無牛。以方耕。宙爲置社二十。家月會錢若干。探名得者。先市牛。以是爲準。久之牛不乏。

とある。右の意は民の買牛資金を作る爲に無盡講を組織せしめ、其の講を落して順次に牛を買はしめたることを謂へるものにして、これ明に組合員即ち講中の經濟的相互扶助組合である。韋丹は憲宗時代に劔南東川節度使となり、其の子の韋宙は宣宗時代に侍御史、度支郎中、永州刺史等に歴任したるなれば、此の牛講が中唐の末に韋宙の指導の下に今日の湖南省零陵縣地方にて實施せられたるを知る。此の牛講は私の本篇にて論ずる第二種の社邑とは多少其の目的を異にすれども、此の牛講の考案は或は當時一般流行の佛教信仰より遊離したる庶民相互經濟的扶助組合の存在より翻案したるものなるかも知れず、且つ之を社と呼稱せることは兩者の間に一脈の思想的關係あらむことを想像せしむる。此の場合の社も確に庶民組合の意にして、詳しくは庶民耕牛買入資金調達組合とでも謂ふべきものである。

此等の根本史料に據る諸實例より見れば、佛教信仰より遊離したる社邑は、中唐・晚唐時代の支那各地に於て遍ねく流行設立せられ居りしものと考察することが出来る。而して此の種の社邑の設立流

行は、要するに開元の末・天寶初期の交を變轉期として、中世史期的風尚・中世史期的時世より近世史期的風尚・近世史期的時世へと唐の時世・社會・世態・人情・風俗が變轉したることを證據たつる社會史的一現象なりと謂ふべく、佛國にある燉煌發見史料五千五百四十一點は、北魏の道武帝の天興七年(西紀四〇四年)より北宋の太宗の至道二年(西紀九九六年)に至るまでの略六百年間に亙る文書にして、隋唐時代殊に唐代のものは極めて豊富なるに拘らず、此の中に遺存する第二種の社邑に關する根本史料が、主として文宗・宣宗以後の時代に屬するものにして、太宗・高宗・中宗時代のものと考察せらるる此の種の社の『社司轉帖』『結社立條文書』の一通も遺存せざるは、蓋し決して偶然のことには非ざるべしと考察せられる。

九

斯くして中唐晚唐時代には義邑・邑會の流を惹く社邑と、私の所謂第二種の社邑とが社會的に並び行はれたるを知り得るが、第二種の社邑は近世史期的風尚に入れる當時の時世には最も適應したる新興の庶民組合なりと謂ふべく、郷黨坊巷の民間私設成人教養機關として、將た私設庶民相互扶助共濟組合として、その將來の活潑なる發達と普及とが豫想せらるべきものたるに反し、義邑・邑會の系統を惹く第一種の社邑は單に信仰的に舊套を守りて餘脈を維げるものたるに過ぎず、今急に消滅する恐も無い代りに將來の一層の發展も豫想せらるべきものに非ず、寧ろ社團としては當時の時世より遠ざか

り、庶民の實際生活より游離しつゝありし舊來の民間組合にして、郷黨坊巷の佛教弘通機關として將たその所屬の寺院を援助する喜捨勸化組合として退嬰的消極的色彩濃厚なれば、到底進取的積極的色彩を發揮せむとする第二種の社邑に對抗し得るものには非ず、寧ろその運用の如何に依りては早晚墮落滅亡すべき運命に陥りつゝありしものとも謂へる。宋代に入りて義邑・邑會の系統の社邑が本を忘れて末に走り、遂に道教の習慣に墮して盛に庚申會を行ひたることの『大宋僧史略』卷下、結社法集の條に見ゆるより觀れば、此の種の社邑は事實宋代に入りて墮落したのである。

之に反して第二種の社邑は宋に入りて愈々盛にして、宋の李攸の『宋朝事實』卷九、勳臣の條に「太祖義社兄弟」と題し、宋の太祖の趙匡胤が楊光義、石守信、李繼勳、王審琦、劉慶義、劉守忠、劉廷讓、韓重斌、王政忠などと義兄弟の盟約を爲して苦樂を共にする一團體を作つたことが傳へられて居る。此等の人々は大部分は節度使に任せられたる英雄なるが、太祖趙匡胤と兄弟義社を結び、相互に提携して相互に地位勢力の共同保全を謀りたるは、政治的理由にも依るべけれども、亦第二種の社邑の習俗を學びたるものとも謂へる。利害を共にする彼等が團結して社を結び、相互に地位勢力の保全に資して、第三者の政治的崛起を防がむとするものである。而して民間に在りて第二種の社邑の内容を更に擴張謳歌したるものが北宋を経て南宋時代に發達しつゝありしことは、涵芬樓刊本の『說郛』卷八十に收むる『呂氏鄉約』の存在に據りて之を知ることが出来ると思ふ。『呂氏鄉約』は南宋の孝宗の淳

熙九年(西紀一一八二年)十二月初五日に呂大忠の記したるものにして、「德業相勸」、「過失相規」、「禮俗相交」、「患難相恤」の四箇條を以てその大趣旨とし、殊に其の中に「患難相恤」の一箇條あるは最も注意すべきことにして、全く中唐晚唐時代の第二種の社邑の設立趣旨目的事業と相通するものであり、「罰式」を規定して違犯者を處罰し、毎月一回の小會、一年四回の大會を開催して團員の結束を鞏固ならしむるが如き、選舉によりて推されたる約正が任期一箇月間を以て交替する制の如き、これ明に佛教信仰に關係無くして設立せられたる民間私立成人教養組合たると同時に民間私立相互扶助共濟組合である。

此の『呂氏郷約』の如き考は南宋以後、愈々支那の一般民間に盛に瀰漫し、地方的に此の種の民間組合の編成せらるゝもの甚だ多かりしことは、諸書の記載に見ゆる所、茲に一々説述するの煩に堪へず、また南宋以後の此の問題を論述することは、本編執筆の目的範圍外に屬すれば、敢て論及せないが、『呂氏郷約』の條規の記録に立てられたる南宋の孝宗の淳熙九年(西紀一一八二年)より僅に二十四箇年後なる南宋の寧宗の開禧元年(西紀一二〇五年)の年に當るべき金の章宗の泰和五年の頃に、金國に於ても一見同じ様な社會的庶民的事象の存在したるかの如き疑ある記事の『金史』に見ゆることを、偶々私の史學研究會に於ける講演を聽かれて社邑に關心を有せられた外山軍治學士の好意に據りて知り得た。茲に記して感謝の意を表する。即ち『金史』卷十二、章宗本紀四、泰和五年五月の條に次の如くあ

る。

五月。以平章政事僕散揆爲河南宣撫使。籍諸道兵以備宋。癸酉詔定遼東邑社人數。戊寅更定檢知法勸留格。

併し熟考するに章宗の組合人數を定めたる邑社は、全然の私的なる庶民組合とは考へられぬ。名稱は中唐晚唐時代の民間私立の庶民組合のそれと同じくあるが、其の實質は比鄰・保伍の制の擴大せられたる國政的・國家經濟的・軍政的國定民團の如く考察せられ、鄉黨坊巷親睦宴集組合・私立成人教養組合・私立相互扶助共濟組合とは考へ得られぬ。しかし此の國制的民團を呼ぶに邑社の名を以てせるは、確に中唐晚唐時代より北宋・南宋と發達したる民間私設親睦修養共濟組合を邑社或は社邑と稱したるに學びたるものなるべく、國定的民團制ではあるが、其の間に『呂氏鄉約』の如き條規精神も存し、鄉黨鄰里の結束を計り、以て國民精神を鍛冶し、國政的・國家經濟的・軍政的基礎を鞏固ならしむるに資せむと爲したるものと察せられる。純粹の民間私設親睦修養共濟組合には非ざれども之を邑社と稱せるは實に興味あることと思はれる。此の國定的邑社を更に發達進歩せしめて天下に施行したるものが學者の既に指摘せる所の元の世祖の至元二十三年(西紀一二八六年)以後の元代の社制にして、『大元通制條格』卷十六、田令の條、『元典章』卷二十三、戶部九、立社の條、『元史』卷九十三、食貨志農桑の條に見ゆること有高巖博士の指摘せらるゝ通りである。若しそれ今日の江蘇省興化縣地方にて

明代に組織存在したる郷社の『郷約事宜』の如きは、『興化縣志』の記載に據れば、「嫁娶」・「喪禮」・「序齒」・「稱呼」・「壽誕」・「會宴」・「相見」・「分資」・「東帖」の九條の目ありて、吉凶相慶弔し、長幼の序を維持し、懇親の會合を行ひ、物質的にも貧富相譲りて互に扶助することを定めあり、全く『呂氏郷約』と同一の精神に出づるを見る。而して『呂氏郷約』の如き考が南宋時代に於て突如として創闢考案せられたりとは到底考ふることは出来ぬ。其の緣由する所必ずやそれよりも前の時代に其の搖籃を爲すものが無ければならぬ。私は『呂氏郷約』の中に

人之所頼于鄰里郷黨者。猶身有手足。家有兄弟。善惡利害。皆與之同。不可一日而無之。不然則秦越其視。何與于我哉。

とあるを見て、斯かる種の郷約の先驅者は中唐晚唐時代に盛に流行せし所謂第二種の社邑にして、その搖籃時代は實に中唐晚唐時代以前に在るものと信ずるものである。

中唐晚唐時代に一般庶民の間に自發的に、佛教信仰と無關係に、親睦和協・品性陶冶・相互扶助救濟を目的事業とする此の種の庶民組合の發生發達流行せしことは、私の寡聞を以てすれば、未だ從來之を指摘したる論著あるを知らず、また『唐會要』等の諸記載は元より、支那人の隨筆集などにも、之に關したる記載あるを見當て、居らぬ。私は當時の零細なる民間根本史料なる幾多の『社司轉帖』『立社文書』に基いて、中唐晚唐時代の燧煌地方に於て此の種の社邑の幾組も發生存在したることを歸納的

に闡明せむとしたる譯であるが、此の現象が常に燉煌地方のみに限られず、中唐晚唐時代の支那全土にて流行したることも略ぼ推知し得られるのであるから、私は此の種の社邑の中唐晚唐時代に於ける組織流行を以て、從來學界に於てあまり知られて居らぬ支那社會史上注意すべく且つ興味ある支那近世史期的社會現象の一として敢て之を學界に報告せむと欲する者で、かく從來所傳の書籍上の記載にて的確に傳へられざる往昔の庶民生活に於ての一新事實を採知し得たるは、これ全く燉煌發見の民間雜文書を詳細に調査し得る機會と便宜とを與へられたるに據るに他ならぬ。

但私が斯く謂ふは、此の種の庶民組合が支那に於て中唐晚唐時代に發生發達せしことの從來あまり知られて居らぬことを意味し、支那の他の時代、或は他の國に於ても全く無かりし史的現象なりと謂ふのではない。例せば支那の他の時代には則ち『呂氏郷約』の如きものあること前述の如く、又他の國に於ては彼の李朝時代の朝鮮に於ける契の如きあり。これ民間より起りたる庶民組合にして、朝鮮の村落に於ける相互扶助的自治組織である。之には村落の一般公益事業を經營する里中契或は洞契、組合の財産の運用收入利用を爲す戸布契、殖林事業を爲す松契、學校共立の爲の學契、冠婚葬祭の相互扶助を爲す婚喪契、同族間の相互扶助を目的とする宗契或は門中契或は宗中契、其の他歲饌契、牛契馬契、農契、蒙利契、農具契、殖利契、社交を目的とする誼契、金蘭契などあること朝鮮總督府編纂の『慣習調査報告書』、『朝鮮の契』に見える。然らば私の茲に説述したる中唐晚唐時代の此の種の社邑

は朝鮮の婚喪契、誼契、宗契を合併したるが如きものにして、一は佛教信仰に基く義邑・邑會より派生して中唐晚唐時代に發達普及し、一は李朝中期以後李朝政府の徵兵代償税の誅求の甚だかりし爲に農民の自衛的相互扶助を目的として發生發達したるものにして、支那に於ても朝鮮に於ても、その原因と發生の時代とこそ異なれ、類似の庶民組合は發生發達した譯である。

叙上私は中唐晚唐時代に庶民間に組織流行せられたる郷黨坊巷親睦宴集組合・民間私立成人教養組合・民間私立相互扶助共濟組合の實を有する社邑、並に之が宋代以後にも流行してその何れもが叙上の如く善い意味・善い目的を以て組織流行したることを實證論述したのであるが、何事にも弊風の伴ふは一般世間の習として、却つて悪い意味・悪い目的を以て社を組織する風も往々にして行はれた。北宋時代に此の種の社の往々にして存したることは、清の顧炎武も『日知錄』卷二十二、社の條に夙に指摘する所である。即ち『宋史』卷二百九十九、薛顏傳に、宋代の耀州即ち今日の陝西省西安府耀縣地方に於て北宋の仁宗時代に「沒命社」なる無頼の徒の組合ありしことを記して、

仁宗即位。遷給事中。……又徙耀州。部有豪姓李甲。結客數十人。號沒命社。少不如意。則推一人。以死闘之。積數年。爲鄉人患。莫敢發。〔薛〕顏至。大索其黨。會赦當免。特杖甲流海上。餘悉籍于軍。

とあり、同じく『宋史』卷三百十九、曾鞏傳に同じく仁宗の嘉祐二年(西紀一〇五七年)頃に當時の齊

州章丘卽ち今日の山東省濟南府章邱縣地方に於て「霸王社」なる不逞の徒の結社ありしことを記して

〔曾鞏〕……知齊州。其治以疾姦急盜爲本……章丘民。聚黨村落間。號霸王社。椎剽奪囚。無不如志。鞏配三十一人。又屬民爲保伍。使幾察其出入。有盜則鳴鼓相援。每發輒得盜。有葛友者。名在捕中。一日自出首。鞏飲食冠裳之。假以騎從。鞏所購金帛隨之。夸徇四境。盜聞多出自首。……自是外戶不閉。

とあり、また『宋史』卷三百四十八、石公弼傳に、北宋の徽宗の大觀二年（西紀一一〇八年）の頃、當時の揚州卽ち今日の江蘇省揚州府地方に暴徒の組織せる「亡命社」なる團體のありしことを記して

〔石公弼〕以樞密直學士知揚州。群不逞。爲俠於閭里。自號亡命社。公弼取其魁桀痛治。社遂破散。

などあり、『元史』卷二十九、泰定帝本紀一、泰定二年（西紀一三二五年）九月の條に天下を分ちて十人道と爲し使を遣して宣撫せしめ郡縣の饑饉救済に力を致したることを記して

〔九月〕甲寅。禁饑民結扁檐社。傷人者杖一百。著爲令。

の記載あり、扁檐の意は私に充分に解せられぬが、扁には卑也と門戸に署する門牌との二義ありて扁戸など謂はゞ卑賤の家の意となり、檐は簷にして戸或は家の意となれば、扁檐社とは或は貧賤者の組合團體の意ならむかとも思はれる。此の解釋の當否は姑く措きても、兎に角當時饑民が衣食に窮して不逞の結社を爲すことが流行せしを知る。特定の地方を指さずして之を禁じ、人を傷くる者を杖一

百の刑に處することゝ定めたとあるなれば、こは天下一般に往々出現したることゝ察せられる。

此等の「沒命社」、「霸王社」、「亡命社」、「扁擔社」は同じく庶民の私立組合ではあるが、その目的は椎剽奪囚の爲の悪い意味のものである。社會的に存在流行して有害な民間の社である。此の宋元時代の實情を以て逆推すれば、中唐晚唐時代に於ても亦無頼の徒の組織したる不逞の社は往々存したることゝ推察せられるが、中唐晚唐時代に於ける不逞の社のことは本編起稿の目的範圍外に屬し、庶民的社會的現象としても稱揚に値せざれば敢て此の事には論及せず、乃ち専ら根本史料に基いて、善い意味・善い目的の爲の第二種の社邑組織の風の中唐晚唐時代の庶民間に一般的流行を爲せしことのみを論述し、併せて此の種の社の組織考案の基の一要素たる義邑・邑會の中唐晚唐時代に於ける實情の一端にも説及したのである。

私は唐代の社邑に關する珍奇なる根本史料に據り、主として中唐・晚唐時代の佛教信仰より遊離せる社邑、即ち郷黨坊巷私設成人教育組合・私設親睦和協組合・私設相互扶助共濟組合の存在流行に就きて説述した。之に關聯しては稍々枝葉に互る史料・此の種の社邑と殆んど關係無き史料までをも夥多しく紹介し、本論をして甚だしく冗漫錯雜せしめたることは、私自らも自覺して居る所であるが、之は燉煌發見史料の雜文書類にして、從來未だ學界に紹介せられざるものを、一篇にても多く紹介して以て學者の參攷に供せむと欲する微意に出でたる結果なれば、博雅の諸君子には何卒此の冗漫錯雜を

宥恕せられむことを希望する。〔完〕

——昭和九年三月二十五日初稿了・同年四月廿一日史學研究會例會議演・昭和十二年五月十三日考覈增補了——

附記 第一

右に論述する所は識語に記せる通り、嘗て昭和九年四月二十一日開催の史學研究會例會議演に於て『唐代の社邑に就きて』と題して講演公表したることあり。其の比較的詳細なる梗概は掲げられて同年七月発行の『史林』第十九卷第三號の彙報欄に在る。然るに昭和十二年五月発行の『史學雜誌』第四十八編第五號の彙報欄に據れば本年三月十三日の史學會例會に於て志田不動磨氏が『唐宋時代の社會といふ言葉について』と題せられて、『沙州文錄補』所載の史料等に基き其の研究を講演せられたることを承知した。同氏は之を解して農村自治體なりとせられたる様であるが、『史學雜誌』の彙報欄の記載が極めて簡單なる爲、同氏の蒐集利用せられたる幾多の史料の詳細や其の考證の論據の詳細を知り得ぬのを遺憾とする。

——昭和十二年五月十三日附記——

附記 第二

中華民國二十六年、即ち昨昭和十二年六月、北京の國立北平圖書館所藏の敦煌遺書を調査せられたる許國霖氏の『敦煌石室寫經題記與敦煌雜錄』と題する調査報告書上下二冊本が公刊せられ、本年八月に之が我が國に舶載せられ、私は八月二十六日に之を一閱する機會を得た。その『敦煌雜錄』雜類の項に「周字六十六號」なる番號の『社司轉帖』がある。之には私の佛國國立圖書館所藏敦煌文書調査閱讀の歸納的經驗知識より見れば許國霖氏の誤讀と想はるる點も多くある様であるが次の如きものである。

社司轉帖

右縁安醜定妻亡。准條令有贈送。人各麥一斗。系牙。并褐布色勾兩疋。幸請諸公等。帖至限今月廿五日卯時。并身及勿。於顯德寺門前取賞。投文後到者。罰酒一角。全不來者。罰酒半莧。□立弟相分付。不得停滯。如滯者。准條科罰。□問却付本司。用憑告罰。

辛酉六年四月廿四日

錄事 趙再住

社長杜 朱席錄 □慶住 康耒兒 明家進 翟富達 □□□劉願昌

朱進通 汜昌子 吳往通 白昌住 □□□明獵兒 王保通

右の中、誤讀せるものと想はるる文句を指摘すれば、麥一斗系牙は、中唐晚唐時代に粟の字を予と書する風習あるより觀て、麥一斗粟一斗の誤讀なるべく、褐布は褐布の誤讀、色勾は色勿の誤讀、於顯德寺門前は寺の字ヲ旁と略書するより觀て、於顯德寺門前の誤讀、取賞は取資(卽齊)の誤讀、投文後到者は、類例に習見する如く中唐晚唐時代の習慣的契約語なる捉二人後到者の誤讀、罰酒半莧はこれ亦類例に徵證して罰酒半瓮の誤讀、□問却付本司は帖周却付本司の誤讀、汜昌子は汜昌子の誤讀ならむと考へられる。斯くの如き一例より類推すれば、『敦煌雜錄』に於ける許國霖氏の逐録には、原文を誤讀せるものが相當に多きには非ざるかと疑はれる。褐布色勿や、并身及勿の勿の字は、私が『支那佛教史學』第二卷第一號所載の拙稿『梁戸攷』上篇に於て紹介したる佛國國立圖書館所藏敦煌文書第貳四壹五號紙背の『乾元寺僧寶香雇百姓鄧作子契文』や、同第參四四壹號紙背の『百姓康富子雇百姓某契文』など

に、或は餘殘月取勿とか、勒勿五斗とか、勒勿壹斗とか、或は便知筆(筆)日剋勿とかの如き類例の存して示す通り、之は物の字の當字にして、茲にては事實麥一斗、粟一斗の穀物及び褐布兩疋の現物を指し、褐布色勿とは褐布種類の物の意にして、褐布或は之に準すべき布を意味して、事實褐布を指し、并身及勿とは本人自身と現物との意にして、今月廿五日午前六時なる定刻に顯德寺門前まで各々本人自ら一斗宛の麥粟と褐布二疋宛を持ち集まられたいの意で、その遲參者や不參者に對しては、當時の契約的習慣法に遵ひてその處罰を爲すことを謂へるのである。

次に此の文書の製作時代に就き考察を加へむに、辛酉六年が何代なるかと謂はゞ、此の文書の性質習慣上、如何に時代を長く觀ても隋より北宋初期に至るまでの期間のものたるに相違なかるべく、而して隋・唐・五代・北宋初期の間_に於て、辛酉年にして或る元號の六年に該當する年次を探れば、唐の高宗の顯慶六年(西紀六六一年)辛酉年が同時に龍朔元年なると、唐の文宗の開成六年(西紀八四一年)辛酉年が同時に次代の武宗の會昌元年なるとの二者のみしか無い。年表の上にては顯慶・開成は各々五年までしか無くして六年は無いが、史實に於ては必ずしも然らず、顯慶の如きは後に示す如く堂々と六年一月・六年二月は實在したのである。此の本文には辛酉六年四月廿四日とあるなれば、顯慶・開成の各六年の四月廿四日が史實的に存せしや否やを調査せなければならぬ。此の種の記載は『新唐書』の高宗・文宗兩本紀にてはその記述不備であるが、『舊唐書』卷四、高宗本紀上の顯慶六年の條に據れば、同年二月乙未日即ち二月三十日に益州綿州地方に龍瑞ありて改元となり、同年三月丙申日即ち三月一日より龍朔元年と改元せられたのであるから、同年二月三十日までは顯慶六年辛酉年であるが、四月廿四日は、既に龍朔元年辛酉年にして、辛酉六年四月廿四日の年紀は成立せぬ。此の辛酉六年四月廿四日が顯慶六年四月廿四日ならざること

甚だ明確である譯である。次に開成六年の方は『舊唐書』卷十七、文宗本紀下に據れば、開成五年(西紀八四〇年)正月辛巳日即ち正月四日に文宗崩去して居り、其の年は尙ほ開成五年にて、翌開成六年も年頭は尙ほ開成六年なりしものとも見え、同年正月早々に新帝武宗の會昌元年と改元されたものであるらしい。慈覺大師圓仁の『入唐求法巡禮行記』卷三、開成六年正月九日の條に「幸在丹鳳樓。改年號。改開成六年爲會昌元年」とある。之は同年正月元日より會昌元年と爲れるを、外客なる圓仁が數日遅れて聞知し、九日の條に書記したるものなるか、將た事實正月九日より改元せしものなるか。『舊唐書』卷十八、上、武宗本紀上、會昌元年正月の條に徵證すれば、會昌元年正月朔日は壬寅日にして、正月庚戌日に郊廟を祀りその禮畢りて丹鳳樓に出御ありて大赦改元すとあれば、會昌改元は事實開成六年(西紀八四一年)正月庚戌日なるを知る。正月庚戌日は壬寅朔より計算すれば正月九日なれば、乃ち『入唐求法巡禮行記』の記述の正確なるを知るのである。『三正綜覽』にては此の正月朔を壬申日としてあるが朔が壬申日なれば正月の間に庚戌日は存せぬこととなる。蓋し『三正綜覽』の誤算であらう。斯くして開成六年辛酉年はその正月八日まで史實的に實在し、正月九日以後が會昌元年辛酉年たる譯なれば、當然の結果として、開成六年辛酉年四月廿四日なる年紀は史實的には存在せぬ。然らば此の文書の辛酉六年四月廿四日は紀年學的には斷じて顯慶六年、或は開成六年のそれではない。玄宗の開元九年(西紀七二一年)、德宗の建中二年(西紀七八一年)、宋の太祖の建隆二年(西紀九六一年)何れも辛酉年なれど、何れも六年でない。眞宗の天禧五年(西紀一〇二二年)迄は下り得ない。然らば、此の或る元號の六年にして歲次の辛酉たる年は、果して何代の辛酉年なるかと謂ふに、燉煌文書に遺存する此の種の『社司轉帖』に對する私の年代考證的立脚地より觀れば、之は恐らくば唐の昭宗の天復元年(西紀九〇一年)

辛酉年には非ざるかと考へられる。『舊唐書』卷二十上、昭宗本紀に據れば、光化四年(西紀九〇一年)に當るべき年が天復元年にして、その四月甲戌日に宗廟を祀り長樂門に御して大赦改元、天復元年を稱したとある。此の年の四月朔日は『舊唐書』昭宗本紀にても『三正綜覽』にても共に癸丑朔なれば、甲戌日は四月二十二日の筈で、つまり光化四年辛酉年は四月二十一日まで史實的に存し、四月二十二日以後が天復元年辛酉年なのである。然らば此の文書の辛酉年の四月廿四日は、少くとも月日次の限に於ては辛酉年の四月二十四日たると同時に、天復元年改元後にして、而して元の字は粗笨に書せばえの如くなりて六の字に誤讀せられ易きは、私も佛國々立圖書館所藏煥煌雜文書調査中に屢々經驗する所なれば、或は此の文書の事實的年紀は天復元年辛酉年四月廿四日にして、之を辛酉元年四月廿四日と書しあるを、許國霖氏が辛酉六年四月廿四日と誤讀したのではなからうかと疑ふのである。若し然らば、これ即ち唐末の根本史料であると謂へる。但叙上の私の考覈は純粹の紀年學的史實的考據に據る實證的理論にして、煥煌地方が邊陲絕塞の地なると、地方豪族の政治的去就の如何とに依りて、或は中央政府に於ける改元を知らず、或は故意に舊元號を繼續慣用せることの往々ありしことは、根本史料的に之を知り得らるゝ現象にして、二三の例を示さば、佛國第參六〇四號煥煌文書に李福延の寫したる『法界十二時』なるものありてその年紀を乾德八年と記せるが、北宋の太祖の乾德の元號は五年までしか無い筈で、乾德六年(西紀九六八年)は開寶元年にして、乾德八年(西紀九七〇年)に當る年は史實には開寶三年である。此の例は乾德六年開寶改元以後、約三箇年間も猶ほ乾德の元號を繼續慣用したることを示すものである。又佛國第參六參〇號に會恩和尚を祭る文あり、僧紹宗の作に係り貞明九年の年紀あるが、後梁の末帝の貞明の元號は六年までしかなく、貞明七年(西紀九二二年)に當る年は龍德元年

にして、龍德三年(西紀九二三年)は後唐の莊宗の同光元年となる。然らば貞明九年(西紀九二三年)は事實後梁の末帝の龍德三年或は後唐の莊宗の同光元年なのであるに拘らず、猶ほ貞明の元號を三箇年間も繼續慣用して貞明九年を算して居るのである。又佛國第四五壹五號に某佛經文の第三十一章より第三十二章に互る整版印刷冊子零册ありて、その尾に歸義軍節度使特進檢校太傅兼御史大夫諱郡開國侯曹元忠が天福十五年に刊行の識語あり。後晋の高祖の天福の元號は同八年まで續き、同九年(西紀九四四年)は後晋の出帝の開運元年にして開運四年(西紀九四七年)に當る年は後漢の高祖の即位元年であり、その翌年(西紀九四八年)は後漢の隱帝の乾祐元年なれば、天福十五年(西紀九五〇年)に當るべき年は實は後漢の隱帝の乾祐三年(西紀九五〇年)である。即ち天福は八年にて終れるに、其の後尙ほ七箇年間も熾焯地方に於て後晋の高祖の天福の元號は豪族曹元忠に奉せられて繼續慣用せられて居つたことを示すのである。斯くの如き根本史料的實例あるに徴證すれば、辛酉六年四月廿四日の年紀は、或は原文書にも六年とありて、實に顯慶六年或は開成六年の四月二十四日なるかも知れぬと考察せられ、北平圖書館所藏の原文書を目睹せざる限は斷定的結論を下すことを躊躇せなければならぬが、此の『社司轉帖』の本文に叙上指摘する如き夥多しき誤讀あるに參稽すれば、恐くば元年を六年と誤讀したるものと考察し得べく、此の文書は蓋し昭宗の天復元年四月二十四日の作製に係るものならむかと想はれる故、私は暫く之を以て晚唐時代の根本史料と目して置きたい。而して此の『社司轉帖』は弔慰の爲に社邑の組合員が麥粟褐布を醴出して安醜定に贈呈することを通知したる回章なれば、こは蓋し私が前に本論に於て紹介したる(寅)、(卯)、(辰)、(巳)、(午)、(未)、(申)、(戌)の各『社司轉帖』『亡納贈歷』と全然類を同じくする根本史料である。最近に新史料を目睹し得たるまゝ、茲に之を増記する次

第である。

——昭和十三年八月二十六日摺記——

増記 第三

また『敦煌雜錄』文疏の項に、「周字五十三號」の番號の『周說祭曹氏文』なる祭文あり、

維歲次己丑。正月己卯朔十二日庚寅。社長周說等。謹以清酌之奠。敬祭于

□曹氏之靈。惟靈儀範孤標。聲□□節婦之謀。其中有志。四德備身。□□終始。纒搆疾

痛。向經半祀。冬來漸加。春來致死。千方百療。病居骨髓。針灸不損。顏容披靡。魂散荒田。

魄隨水逝。庭宇寥寥。悲來填氣。使昆季兮腸斷。令幼女兮無恃。說等忝同社邑。久欽高

義。是日言殞。心懷悲思。郊外相送。臨岐設祀。薄酒三瀝。願神不恥。

右の祭文が何代のものなるかは、歲次が己丑にしてその正月朔日が己卯日たる年次を探求すれば明と爲る筈である。『三正綜覽』に據りて之を唐・五代・北宋初期の間に探るに、此の間に之に該當するものは見當らず、却つて梁の武帝の天監八年（西紀五〇九年）が之に當り、それ以後にては清の光緒二十九年（西紀一九〇三年）まで『三正綜覽』の記載ある限に於て之に該當する年次を發見し能はぬ。然れども果して之が梁代の文なるや否やは原典を見ざる限り猶ほ疑の餘地あり、前の増記第二の實例もある通り、『敦煌雜錄』に誤讀・誤寫無きを保し難く、現に此の祭文の第四行目の令幼女兮無恃は明に令幼女兮無恃の誤寫と考へられる程なれば、或は右の歲次己丑正月己卯朔十二日庚寅の幹枝に誤讀・誤寫ありて、やはり中晚唐時代のものには非ざるかと想ふのである。朔日が己卯日なれば十二日は庚寅にして、此の關係にては誤讀・誤寫ありとは考へられぬが、歲次己丑が或は乙丑の誤讀・誤寫と考へ得らる

唐代の社邑に就きて（下）

第二十三卷 第四號 七九一

るを以て、歲次乙丑にして正月朔日己卯日の年次を探るに、これ亦斯く該當する年次を唐・五代・北宋初期の間に發見することが出來ず、正月朔が己卯日なるを探れば、唐の太宗の貞觀七年(西紀六三三年)癸巳年、高宗の顯慶四年(西紀六五九年)己未年、則天武后の天授元年(西紀六九〇年)庚寅年、玄宗の天寶十一載(西紀七五二年)壬辰年、僖宗の乾符三年(西紀八七六年)丙申年、宋の太祖の開寶二年(西紀九六九年)己巳年などが之に該當するが、各々歳の幹枝が己丑でない。さりとて私は佛國々立圖書館所藏煥煌文書五千五百餘點調査の經驗より推想すれば、之が梁の武帝時代のものたりとは遽に信じ難い。恐くは宋の太祖の開寶二年歲次己巳正月己卯朔にして歲次己巳の下の己の字が煥煌文書に習見する如くその如く亂雜に書しあるをば許國霖氏が精査を加へずして、己と讀むべきを丑と誤讀誤寫したるものには非ざるかを疑ふのである。若し然らばこれ北宋初期の文書にして以て中唐・晚唐・五代間の習慣を示す根本史料なりと謂へる。此の曹氏は或る社邑の組合員の一人なる某の妻なるべく、半年の病氣にて去年の冬以來病臥、遂に今年春に長逝し、其の葬送に際し此の社邑の人々が會葬、社長の周説が社を代表して此の祭文を岐路に讀みたるを知るべく、組合員の人々は此の郊外の岐路まで會葬送葬したのである。組合員の家の凶事葬送の際に同社の人々の會葬することは前に紹介したる諸史料に習見する所であるが、其の際社長が社邑を代表して祭文を讀むことあらむは、常識的には推想し得ることなれども、史實的實證的には、此の史料に據りて、はじめて確實に之を知り得ることである。

尙ほ『敦煌雜錄』該項に「周字六十五號」の番號に同類の祭文ありて『翟良友祭太原王丈人文』と假に命名してある。曰く

維歲次丁未十月朔卅日。社長翟良友等。謹以□疏之奠。敬祭于故太原王 丈人

之靈。惟

靈辭家□里。爲國西征。英雄壯志。千代留名。性直恭謹。惠布恩性。鄉閭美德。善着聲名。

一生四海。百載深情。陳雷義重。管鮑心□。□崙忽染疾。葑餌無徵。長辭仁世。永別□

春。寒風漸冷。白雪分分。輜車啓路。奠□屬靈神不昧來此歆馨。伏惟

右の文にも一二誤記か誤讀か誤寫があるらしく、第三行目の惠布恩性の性の字は意が通ぜぬ。第四行目の□崙は不崙にして不圖で圖らざりきか、或は何崙にして何圖で何ぞ圖らむかであらう。此の文が何代の作なるかは、歲次の幹枝のみか記さざれば之を判定し難いが、歲次丁未は唐の文宗の太和元年(西紀八二七年)、僖宗の光啓三年(西紀八八七年)、後漢の高祖の天福元年(西紀九四七年)の三者の中の何れかの丁未年なるべく、唐の代宗の大曆二年(西紀七六六年)丁未年までは溯り得ざるべく、また燉煌文書の年代的性質上、北宋の眞宗の景德四年(西紀一〇〇七年)丁未年までは降り得ざる筈で、蓋し唐の文宗・僖宗・後漢の高祖時代の間の丁未年のものたるに相違なからうと思はれる。これ亦太原本貫の王某が翟良友の社長たる或る社邑の組合員の一人にして、國家の爲に西征し、病みて客死、その僑居郷里に於ける葬送に際し、此の社邑の人々が會葬し、社長翟良友がその代表者として此の祭文をその靈前に供へたることを知り得る。輜車啓路とあれば、送葬の際のことなること甚だ明瞭である譯である。

——昭和十三年八月二十七日附記——